東 京 都 知 事　　殿

**事前確認書**

東京都が実施する令和６年度 Ｂｕｙ ＴＯＫＹＯ 推進活動支援事業を申請するにあたり、公募要領の内容（申請要件、補助対象事業、補助対象経費等）について承諾し、申請書に虚偽記載がないこと、及び申請者（創業予定の場合は開業後の状態）が下記の要件の全てを満たしていることを確認した。

記

1. 次の**(1)**～**(4)**のいずれかに該当する法人、個人事業者、創業予定者、又は一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人及び中小企業団体である
2. 製造業・その他業種：資本金３億円以下又は従業員300人以下
3. 卸売業：資本金１億円以下又は従業員100人以下
4. サービス業：資本金５千万円以下又は従業員100人以下
5. 小売業：資本金５千万円以下又は従業員50人以下
6. 次の**(1)**～**(4)**の要件を全て満たす会社である（個人事業者を除く）
7. 大企業（中小企業者以外の者：中小企業投資育成(株)、投資事業有限責任組合を除く。以下同様とする。）が単独で発行済株式総数又は出資総額の２分の１以上を所有又は出資していない
8. 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の３分の２以上を所有又は出資していない
9. 役員総数の２分の１以上を大企業の役員又は職員が兼務していない
10. 発行済株式の総数又は出資価格の総額を（1）～（3）に該当する中小企業者が所有又は出資していない
11. その他大企業が実質的な経営に参画していない
12. 東京都に対する法人事業税・法人住民税・賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていない
13. 本申請と同一テーマ・内容で国・都道府県・区市町村等から補助金・助成金を受けていない
14. 過去に公社・国・都道府県・区市町村から補助金・助成金の交付を受け、不正等の事故を起こしていない
15. グループ会社及びその役職員等の関連当事者との取引に係る費用が補助対象経費に含まれていない
16. 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第２条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博業等 支援の対象として社会通念上適切でないと判断されるものではない。その他、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、霊感商法など公的資金の補助先として適切でないと判断されるものではない
17. 本事業の成果等を活用し、東京都内において引続き事業活動を実施する予定である

以　上

年　月　　日

住　　所 :

名　　称 :

　　 代表者名 : (役職)

　　　　　 (氏名) 実印